

事務連絡
令和2年7月6日

都道府県民生主管部（局）
都道府県国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課

令和2年7月3日から大雨による災害の被災者に関する
既往歴等の提供について（情報提供）

令和2年7月3日から大雨により被災した被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において既往歴や服薬の情報を把握できない場合も想定されます。

このたび熊本県国民健康保険団体連合会（以下「熊本県国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関以外においても、被保険者の罹患情報を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関及び保険者からの照会に応じ、熊本県国保連が保有する被保険者（国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者）の罹患情報を提供する事業を実施することとなりました。ついては、事業の実施について貴管内関係者に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、熊本県国保連が事業を実施するに際しては、下記の点に留意することとされております。詳細につきましては、熊本県国保連にお問い合わせ下さい。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確認すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされていること。

2. 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。